

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日の翌日)

目次

- ◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 公有水面の埋立ての免許の出願
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定の一部を改正する訓令
- ◇人委規則 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

鳥取県訓令第三号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

漁港施設室長
企画調査室長

を

漁港施設室長
総合整備室長

に、

県税事務所

課長	課長補佐	課長
統括税務専門員	課長	課長
次長	課長	課長
所長	所長	所長
右以外の職員	統括税務専門員	課長

を

県税事務所
農業経営大
学校
都市開発事
務所

課長
統括税務
右以外

専門員	課長
の職員	課長
統括税務専門員	課長
校所	課長

に、

課長補佐	係長
身体障害者福祉司	課長
被評定者が機関の内 部組織に属さない職 員にあっては、課長	課長
所	課室

を

児童相談所	喜多原学園	皆成学園	積善学園	保育専門学院	倉吉総合看護専門学校	専修職業訓練校	家畜保健衛生所
-------	-------	------	------	--------	------------	---------	---------

長	長	長
---	---	---

を

課長補佐 (係を置く課の課長補佐を除く。)	係長	身体障害者福祉司
--------------------------	----	----------

室課

長長

に

児童相談所	喜多原学園	皆成学園	積善学園	保育専門学院	倉吉総合看護専門学校	専修職業訓練校
-------	-------	------	------	--------	------------	---------

課長 (鳥取土木出張所建築課長に限る。)	課長補佐	係長	主幹	右以外の職員
所長	課長	課長	係長	主幹
所長	局長	局長	局長	課長

を

課長補佐	係長	主幹	右以外の職員
課長	係長	主幹	係長
局長	局長	局長	局長

に改め

農業経営	学校	都市開発	務所
------	----	------	----

大 事

課長	課長補佐	右以外の職員
課長	課長	局長
校長	校長	校長

を削り

課長	課長補	右以外の
----	-----	------

を

課長	課長	右以外の職員
課長	課長	課長

に改め、同表の備考中「参事」を削る。

局長	局長	局長	局長	局長
局長	局長	局長	局長	局長
局長	局長	局長	局長	局長

附 則

この訓令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百三十八号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

田後港港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

ア 一工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一九一番二地先の公有水

面

イ 二工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一八九番一、二地先の公有

水面

(二) 区域

ア 一工区

①の地点から②の地点を通り③の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+〇・三三七メートル)における公有水面と陸地との境界線、③の地点から④の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+〇・三三七メートル)における公有水面と防砂堤との境界線及び①の地点と④の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域。ただし、A島(①の地点(松島燈台(北緯三五度三五分三四秒)〇六東径一三四度一九分〇八秒六九)から一七六度四三分四六秒二六四分五一秒二五九・五メートルの地点)を通り④の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+〇・三三七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域)を除く。

①の地点 松島燈台から一七三度二三分二六秒 二六九・〇メートルの地点

トルの地点

②の地点 松島燈台から一八一度五六分五三秒 二九一・五メートルの地点

トルの地点

③の地点 松島燈台から一九〇度三〇分〇三秒 二四〇・〇メートルの地点

トルの地点

④の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒 二二八・五メートルの地点

トルの地点

イ 二工区

⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ昭和五十二年六月一日付鳥取県指令受河第三百四十三号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(

D・L十〇・四〇メートルにより決定)、⑥の地点から⑦、⑧の地点を通り⑨の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L十〇・三三七メートル)における公有水面と第六防波堤との境界線、⑨の地点から⑩、⑪の地点を通り⑫の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L十〇・三三七メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ一九七七年の秋分の満潮位(D・L十〇・三三七メートル)における公有水面と第六防波堤との境界線、⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑮の地点と⑮の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

⑤の地点 松島燈台から一四五度三〇分〇〇秒 四六二・〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七五度〇三分一七秒 六・〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一六五度〇三分一七秒 二〇・五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一九八度〇三分〇八秒 一・八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二三六度〇八分〇五秒 二四・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二五六度四四分五五秒 五・三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二三四度二二分一八秒 五・四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二三度三六分四〇秒 三・二メートル

の地点

⑬の地点 ⑫の地点から二三六度〇八分〇五秒 六・八メートル

の地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二六度〇八分〇五秒 二・八メートル

の地点

⑮の地点 ⑭の地点から五六度〇八分〇五秒 四〇・〇メートル

の地点

(三) 面積

ア 一工区

二、三六九・五八平方メートル

イ 二工区

二二七・九九平方メートル

三 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

ア 一工区

鳥取県若美郡若美町大字浦富二丁目三、一九一番二地先の陸域及び公有水面

イ 二工区

鳥取県若美郡若美町大字浦富二丁目三、一八九番二地先の陸域及び公有水面

(二) 区域

ア 一工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑮の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ㊦の地点 松島燈台から一九二度〇七分五五秒 二二九・五メートルの地点
- ㊧の地点 ㊦の地点から三〇度〇三分一九秒 三六・〇メートルの地点
- ㊨の地点 ㊧の地点から二二〇度〇三分一九秒 一一〇・五メートルの地点
- ㊩の地点 ㊨の地点から二二〇度〇三分一九秒 四〇・〇メートルの地点
- ㊪の地点 ㊩の地点から三〇〇度〇三分一九秒 八・〇メートルの地点
- ㊫の地点 ㊪の地点から二二〇度〇三分一九秒 二四・八メートルの地点
- ㊬の地点 ㊫の地点から二七四度三六分〇九秒 一一・〇メートルの地点
- ㊭の地点 ㊬の地点から二二〇度〇三分一九秒 一六・〇メートルの地点
- ㊮の地点 ㊭の地点から三〇三度〇一分〇七秒 五〇・〇メートルの地点
- ㊯の地点 ㊮の地点から三五三度四四分一一秒 九・二メートルの地点
- ㊰の地点 ㊯の地点から三四六度四五分五七秒 八・三メートルの地点
- ㊱の地点 ㊰の地点から二七八度一〇分五〇秒 一・四メートルの地点

- ㊲の地点 ㊱の地点から三四三度四五分五七秒 七・六メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から二八一度一七分五三秒 四・五メートルの地点
- イ 二工区
 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㊴の地点と㊵の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
- ㊴の地点 松島燈台から一四四度一〇分三二秒 四六一・〇メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から一六五度〇三分一七秒 三三・二メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から二三六度〇八分〇五秒 五二・三メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から三二六度〇八分〇五秒 二二・五メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から三一一度〇八分五六秒 三四・五メートルの地点
- ㊹ 面積
- ア 一工区
 七、八四一・七〇平方メートル
- イ 二工区
 二、六二七・七六平方メートル
- 四 埋立地の用途
- 一工区 ブロック製作及びケーソン用資材ストックヤード

二工区 公共ふ頭用地
出願年月日

昭和五十三年九月二十二日

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

課長補佐、所長補佐、次長（米子図書館及び少年自然の家の次長に限る。）、企画広報室長、総務室長、国民体育大会準備室長、主幹、係長及び分館長

を
課長補佐、室長補佐、所長補佐、次長（米子図書館、青年の家及び少年自然の家の次長に限る。）、企画広報室長、総務室長、主幹、係長及び分館長
に改める。

別表第一中

事務局本庁		課長補佐	企画広報室長	総務室長	国民体育大会準備室長
右以外の職員	主幹	課長	課	課	課
係	長	係	係	係	係
右以外の職員	主幹	課長補佐	課長	課長	課長
係	長	係	係	係	係
右以外の職員	主幹	課長補佐	課長	課長	課長
係	長	係	係	係	係

を

事務局本庁		課長補佐	企画広報室長	総務室長	国民体育大会準備室長
右以外の職員	主幹	課長	課	課	課
係	長	係	係	係	係
右以外の職員	主幹	課長補佐	課長	課長	課長
係	長	係	係	係	係
右以外の職員	主幹	課長補佐	課長	課長	課長
係	長	係	係	係	係

に、

鳥取青年の家

を 青年の家

に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の青年の家の項中

所 長

を

所 長
次 長
係 長
長 係
長

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 農業又は農民生活関係 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の二第四項本文に規定する事務を職務とする改良普及員

第二条第二号中「第百八十七条第一項に規定する」を「第百八十七条第三項に規定する事務を職務とする」に改め、「（以下「林業改良指導員」という。）に任用されている者」を削り、同条第三号中「行ない」を「行ない」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「行ない」を「行ない」に改め、同号イ中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「行ない」を「行ない」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に改める。

第三条中「行ない」を「行い」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 農業又は農民生活関係 農業改良助長法第十四条の二第二項に規定する事務を職務とする専門技術員

第三条第二号中「第百八十七条第一項に規定する」を「第百八十七条第二項に規定する事務を職務とする」に改め、「(以下「林業専門技術員」という。)に任用されている者」を削り、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号イ中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に改め、同号ハ中、「第二級無線技術士」を「若しくは第二級無線技術士」に、「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)に定める第三種電気事業主任技術者又はこれらより上級の資格を有する者で、これらの資格」を「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)に定める主任技術者で第三種電気主任技術者免状に係るもの若しくはこれらより上級の資格」に改める。

附 則

この規則中、第二条第一号の改正規定は昭和五十三年十月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】